

アイチケット・レンタルサービス 契約約款

このアイチケット・レンタルサービス契約約款(以下「本約款」といいます)は、アイチケット・レンタルサービスを利用している個人または法人もしくは団体(以下「契約者」といいます)とアイチケット株式会社(以下「当社」といいます)との間の、賃貸借契約(以下「レンタル契約」といいます)の利用に係わる一切の関係を適用します。レンタル契約の申込前に必ず内容をご確認ください。尚、レンタル契約に基づくサービス(以下「本サービス」といいます)の利用は、本約款の内容を契約者が承諾している事を前提としています。

第1条 (総則)

1. 当社は、本約款に定めるところにより、本サービスを提供します。本約款は、当社と契約者との間における本サービスの利用にかかる一切の契約に対して適用されます。
2. 当社が提供する手段を通じて随時発表される諸規定も、本約款の一部を構成し、契約者はこれを承諾します。
3. 当社は、お客様がレンタル契約の申込を行った時点で、本約款の内容に同意したものとみなします。

第2条 (約款の変更)

1. 当社は、本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の約款によります。
2. 約款を変更するとき当社は、当該変更により影響を受けることとなる契約者に対し、事前にその内容について通知します。

第3条 (レンタル物件)

当社は、契約者に対し、別途当社が定める動産(以下「レンタル物件」といいます)を賃貸し、契約者はこれを賃借します。

第4条 (利用申込)

1. レンタル契約の申込をする方は、当社が別に定める申込書に必要な事項を記入して当社に提出していただきます。
2. 契約者は、前項の申込みにあたり、契約者の責任と判断により本サービスにおいて当社が代行する作業の内容を指定するものとします(当社規定の作業を申込む場合を含みます)。

第5条 (レンタル契約の成立)

レンタル契約は、前条に定める利用申込に対して、当社がこれを承諾した日をもって、成立します。

第6条 (申込の拒絶)

当社は、レンタル契約の申込者が次の項目のいずれかに該当する場合には、レンタル契約の申込を承諾しない場合があります。

- (1) 当該申込に係わるレンタル契約上の義務を怠るおそれがあると当社が判断した場合
- (2) 第17条(提供の停止)のいずれかの事由に該当するおそれがある場合、または該当したことがある場合
- (3) 申込書に偽名などの虚偽の事実を記載した場合、申込書の必要事項の全部または一部を記載しない場合があります
- (4) 当社との間の他の契約、約束等に違反したことがある場合
- (5) 契約者が日本国内に住所または本サービスを利用するための拠点を持たない場合
- (6) その他前各号に準ずる場合に限らず、当社がレンタル契約の締結を適当でないとして判断した場合

第7条 (レンタル契約期間)

1. レンタル契約の有効期間(以下「レンタル期間」という)は、引渡日に開始し、引渡日の属する月の翌月1日から起算して24ヶ月満了日に終了する期間(以下「初期レンタル期間」という)とします。但し、初期レンタル期間の期間満了の前月末日までに、当社及び契約者のいずれからも相手方に対しレンタル契約を更新しない旨の書面による通知がないときは、さらに24ヶ月間延長されるものとし、以後も同様とします。なお、初回更新後に延長された24ヶ月のレンタル期間を「再レンタル期間」といい、その後の更新後も同様とします。
2. レンタル契約がレンタル期間内に解約又は解除により終了した場合(第20条第2項に定める解除の場合を含む)、契約者は、当該終了が当社の責めに帰すべき事由に基づくものでない限り、別表1に定める解約違約金(以下「解約違約金」という)を、当社一括して当社の定める期日までに支払うものとします。

第8条 (レンタル料金)

1. レンタルサービス料金の額は当社が別途定めるものとします。
2. レンタルサービス料金は、暦月単位で計算されるものとし、その課金開始日は、引渡日の属する月の翌月1日とします。なお、課金開始日以降は、月の途中でレンタル契約が終了した場合でも1ヶ月分のレンタルサービス料金を支払うものとします。

3. 再レンタル期間にかかるレンタルサービス料金は、初期レンタル期間と同様とします。

第9条 (レンタル物件の引渡し)

当社は契約者に対して、レンタル物件を契約者の指定する日本国内の場所に送付することにより、本件レンタル物件を引渡し(担保なし)とします。

第10条 (担保責任)

1. 当社は契約者に対して、レンタル物件引き渡し時にレンタル物件が契約者指定の環境において当社が定めた使用に従った性能(以下「性能」といいます)を備えていることのみを担保し、契約者の使用目的への適合性については担保しません。
2. 契約者が当社からレンタル物件の引渡しを受けた後、3日以内に物件の員数につき不足の申し立てがなかった場合は、物件は申込書のとおり引渡されたものとします。
3. 契約者が当社からレンタル物件の引渡しを受けた後、3日以内に物件の性能の欠陥につき申し立てがなかった場合は、物件は正しい性能を備えた状態で契約者に引渡されたものとします。

第11条 (レンタル物件の修理または取り替え)

1. 契約者は当社から提供されたレンタル物件が何らかの事由により破損又は故障した場合は、レンタル契約に基づき速やかに当社へ届けるものとします。
 - (1) 契約者が、その破損したレンタル物件が通常の使用に支障をきたすと判断した場合には、当社規定に基づき当社へレンタル物件の修理又は交換を請求することができます。
 - (2) 当社が、その破損したレンタル物件を回収確認し、その破損が通常の使用によるものではないと判断した場合には、当社規定に基づきそのレンタル物件の修理費用又は損害賠償金を契約者へ請求するものとします。
2. 契約者は、当社から提供されたレンタル物件を紛失した時又は盗難にあった時は、レンタル契約に基づき速やかに当社へ届けるものとします。
 - (1) 当社は、いかなる事由によるレンタル物件の紛失又は盗難であっても、レンタル物件の損害賠償として契約者へ請求するものとします。
 - (2) 当社は、レンタル物件を紛失した又は盗難にあった契約者から、損害賠償の請求に対する支払いがない限りは、その紛失した又は盗難にあったレンタル物件により発生しうるレンタルサービス料金を、通常通り契約者へ請求するものとします。

第12条 (レンタル物件の使用保管)

1. 契約者はレンタル物件を最善な管理をもって使用保管するものとします。契約者の使用保管が原因によりレンタル物件に汚損や破損が生じた際は、当社は修理にかかる費用を契約者へ請求できるものとします。
2. 契約者は当社の書面による承諾を得ることなくレンタル物件を転貸・改造・変更することは勿論、レンタル物件を当社の書面による許可を得ることなく所定の設置場所以外に移動することはできません。また契約者はレンタル物件に貼付された当社の所有権を明示する標識・調整済の標識等を除去・汚損しないものとします。

第13条 (使用地域の範囲)

契約者はレンタル物件を日本国内においてのみ使用するものとします。

第14条 (個人の契約者の地位の継承)

契約者である個人が死亡した場合には、当該個人に係わるレンタル契約は終了します。本サービスは当該契約者のみが使用できるもので、第三者への使用許諾、譲渡、再貸与、相続等はできません。

第15条 (法人の契約上の地位の継承)

1. 契約者である法人または団体の合併により契約者の地位が承継された場合、当該地位を承継した法人または団体は、速やかに書面によりその旨を当社に通知してください。

第16条 (契約者の氏名等の変更)

契約者は、その氏名・名称、住所等に変更があったときは、速やかに書面によりその旨を当社に通知してください。

第17条 (提供の停止)

当社は、前項に定める変更通知がなされなかったことにより、当社から契約者への通知、書類などが遅延または不達となったとしても、当社はその責を負わないものとします。

第18条 (提供の中止)

当社は、契約者が次の項目のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を中止することがあります。

- (1) 本サービスの料金、割増金または遅延損害金等を支払期限を超過してもなお支払わない場合
- (2) 国内外の諸法令または公序良俗に反する様態において本サービスを利用した場合
- (3) 当社、他の契約者または第三者の著作権、その他の財産権及び名誉、プライバシー、その他の人格を侵害する場合及び侵害をしていると当社が合理的に判断した場合
- (4) 当社、他の契約者または第三者を誹謗中傷する情報を流した場合
- (5) 申込書に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
- (6) 本約款、レンタル契約その他当社と契約者間の契約に定める条件に契約者が違反した場合
- (7) そのほか当社が契約者として不適当と判断した場合

第19条 (サービスの廃止)

当社は、都合により本サービスの特定の品目の提供を廃止することがあります。

第20条 (サービスの解除)

当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、契約者に対し廃止の2ヶ月前までに当社の提供する手段によりその旨を通知します。

第21条 (契約者の解約・解除)

契約者は、当社に対し書面でも通知することによりレンタル契約を解約することができます。当該解約の効力は当該通知があった翌月の末日または解約の効力が生じる日として指定した月の末日のいずれか遅い日に生じるものとします。ただし、別途申込書等で最低利用期間を定めている場合は、引渡日属する月の翌月1日を起算日として、その最低利用期間を超過してからのみ解約の効力が生じます。

2. 前項に定める変更通知がなされなかったことにより、当社から契約者への通知、書類などが遅延または不達となったとしても、当社はその責を負わないものとします。

第17条 (提供の停止)

当社は、契約者が次の項目のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を何ら事前に通知及び催告することなく停止することがあります。

- (1) 本サービスの料金、割増金または遅延損害金等を支払期限を超過してもなお支払わない場合
- (2) 国内外の諸法令または公序良俗に反する様態において本サービスを利用した場合
- (3) 当社、他の契約者または第三者の著作権、その他の財産権及び名誉、プライバシー、その他の人格を侵害する場合及び侵害をしていると当社が合理的に判断した場合
- (4) 当社、他の契約者または第三者を誹謗中傷する情報を流した場合
- (5) 申込書に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
- (6) 本約款、レンタル契約その他当社と契約者間の契約に定める条件に契約者が違反した場合
- (7) そのほか当社が契約者として不適当と判断した場合

第18条 (提供の中止)

当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、契約者に対し廃止の2ヶ月前までに当社の提供する手段によりその旨を通知します。

第19条 (サービスの廃止)

当社は、都合により本サービスの特定の品目の提供を廃止することがあります。

第20条 (サービスの解除)

当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、契約者に対し廃止の2ヶ月前までに当社の提供する手段によりその旨を通知します。

第21条 (契約者の解約・解除)

契約者は、当社に対し書面でも通知することによりレンタル契約を解約することができます。当該解約の効力は当該通知があった翌月の末日または解約の効力が生じる日として指定した月の末日のいずれか遅い日に生じるものとします。ただし、別途申込書等で最低利用期間を定めている場合は、引渡日属する月の翌月1日を起算日として、その最低利用期間を超過してからのみ解約の効力が生じます。

第22条 (契約者の支払義務)

契約者は、当社に対し第8条(レンタル料金)に定める料金等を当社の規定する方法で支払うものとします。

第23条 (レンタル料金)

第8条(レンタル料金)に定める料金等の支払期日は当社が別に定めるものとします。なお、当社が発行する請求書に支払期日を記載するものとします。

第24条 (提供の停止)

当社は、前項に定める変更通知がなされなかったことにより、当社から契約者への通知、書類などが遅延または不達となったとしても、当社はその責を負わないものとします。

第25条 (提供の中止)

当社は、契約者が次の項目のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を中止することがあります。

- (1) 本サービスの料金、割増金または遅延損害金等を支払期限を超過してもなお支払わない場合
- (2) 国内外の諸法令または公序良俗に反する様態において本サービスを利用した場合
- (3) 当社、他の契約者または第三者の著作権、その他の財産権及び名誉、プライバシー、その他の人格を侵害する場合及び侵害をしていると当社が合理的に判断した場合
- (4) 当社、他の契約者または第三者を誹謗中傷する情報を流した場合
- (5) 申込書に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
- (6) 本約款、レンタル契約その他当社と契約者間の契約に定める条件に契約者が違反した場合
- (7) そのほか当社が契約者として不適当と判断した場合

第26条 (サービスの廃止)

当社は、都合により本サービスの特定の品目の提供を廃止することがあります。

第27条 (サービスの解除)

当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、契約者に対し廃止の2ヶ月前までに当社の提供する手段によりその旨を通知します。

第28条 (契約者の解約・解除)

契約者は、当社に対し書面でも通知することによりレンタル契約を解約することができます。当該解約の効力は当該通知があった翌月の末日または解約の効力が生じる日として指定した月の末日のいずれか遅い日に生じるものとします。ただし、別途申込書等で最低利用期間を定めている場合は、引渡日属する月の翌月1日を起算日として、その最低利用期間を超過してからのみ解約の効力が生じます。

第29条 (契約者の支払義務)

契約者は、当社に対し第8条(レンタル料金)に定める料金等を当社の規定する方法で支払うものとします。

第30条 (レンタル料金)

第8条(レンタル料金)に定める料金等の支払期日は当社が別に定めるものとします。なお、当社が発行する請求書に支払期日を記載するものとします。

第31条 (提供の停止)

当社は、前項に定める変更通知がなされなかったことにより、当社から契約者への通知、書類などが遅延または不達となったとしても、当社はその責を負わないものとします。

第32条 (提供の中止)

当社は、契約者が次の項目のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を中止することがあります。

- (1) 本サービスの料金、割増金または遅延損害金等を支払期限を超過してもなお支払わない場合
- (2) 国内外の諸法令または公序良俗に反する様態において本サービスを利用した場合
- (3) 当社、他の契約者または第三者の著作権、その他の財産権及び名誉、プライバシー、その他の人格を侵害する場合及び侵害をしていると当社が合理的に判断した場合
- (4) 当社、他の契約者または第三者を誹謗中傷する情報を流した場合
- (5) 申込書に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
- (6) 本約款、レンタル契約その他当社と契約者間の契約に定める条件に契約者が違反した場合
- (7) そのほか当社が契約者として不適当と判断した場合

第33条 (サービスの廃止)

当社は、都合により本サービスの特定の品目の提供を廃止することがあります。

提供が停止された場合における当該停止期間のレンタルサービス料金は、本サービスの提供があったものとして取り扱います。

4. 第18条（提供の中止）の規定により本サービスの利用が中止された場合においても、利用月については本サービスの提供があったものとして取り扱います。ただし、翌月以降については本サービスの提供がなかったものとし、レンタルサービス料金は発生しません。

第23条（割増金）

契約者は、料金等を不法に免れた場合は、その免れた額の2倍に相当する額を割増金として支払うものとし、

第24条（遅延損害金）

契約者は、料金等または割増金の支払を遅延した場合は、遅延期間につき年率14.5%の遅延損害金を当社に支払うものとし、

第25条（消費税）

契約者が当社に対しレンタル契約に基づく支払を行う場合において支払を要する額は、別に定める料金等の額に消費税相当額を加算した額となります。

第26条（秘密保持及び個人情報の保護）

1. 当社は、本サービスの提供に関して知り得た契約者の秘密情報を第三者に開示または漏洩しないものとし、

2. 当社は、本サービスの提供に関連して知り得た契約者の個人情報（「個人情報の保護に関する法律」で定める「個人情報」をいいます）を、次の各号の場合を除き、本人以外の第三者に開示または漏洩しないものとし、かつ、本サービスの提供、本サービスのサービス向上等の目的のために必要な範囲を超えて利用しないものとし、

(1) 個人情報を適切に管理するように契約等により義務づけた業務委託先に対し、本サービスの提供のために必要な業務を委託する目的で個人情報を提供する場合

(2) 本サービスのサービス向上等の目的による個人情報の集計及び分析等により得られたものを、個人を識別または特定できない態様にて提携先等第三者に開示または提供する場合

(3) 個人情報の利用に関する同意を求める目的で契約者等に電子メール等を送付する場合

(4) その他任意に契約者等の同意を得たうえで個人情報を開示または利用する場合

(5) 本約款又はレンタル契約に基づき開示する場合

(6) 法令に基づき開示する場合

3. 契約者は、当社が、個人毎にサービスや広告の内容をカスタマイズする等本サービスを向上する目的で、契約者によるウェブサイトの閲覧履歴、電子メールへの反応状況、その他本サービスその他当社が提供するサービスの利用に係る情報を、個別に告知を行うことなく収集するとともに、これを第8条（利用申込）のレンタル契約の申込に際し当社に登録した情報（第13条（契約者の氏名等の変更）に係るものを含みます）、その他当社が本サービスの提供に関連して知り得た情報等と関連付けて利用することがあることに、同意するものとし、

4. 当社が収集した個人情報に関する具体的な取扱は、当社が別途定めるプライバシーポリシーによるものとし、

5. 当社は、従業員に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業員に対する必要かつ適切な監督を行います。また、個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うものとし、

6. 当社及びその従業員は、個人情報の取扱に関して本約款または法令に基づかず故意または重過失によって契約者に損害を生じさせた場合は、当社はその損害に対して賠償責任を負います。上記の場合を除き、当社及びその従業員は、個人情報等が破損、滅失したことによって生じた損害、その他個人情報の取扱に関して生じた一切の損害について、その理由、原因いかんに関わらず賠償責任を負わないものとし、

第27条（免責）

1. 当社は、第4条（利用申込）第2項に基づき契約者が指定した作業または手順の結果及び周囲へ与えた影響について、何ら責任を負わないものとし、

2. 当社は、契約者が本サービスを利用することにより第三者との間で生じた紛争等に関して、一切の責任を負わないものとし、

3. 当社は、本約款等に明示的に定める場合を除き、本

サービスについてその信頼性、正確性、完全性、有効性、特定目的への適合性、有用性（有益性）、継続性、権原および第三者の権利の非侵害性について一切保証しないものとし、

4. 当社は契約者に対して、債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の種別を問わず、当社の故意または重過失による場合にのみ損害賠償責任を負うものとし、

5. レンタル契約に関して当社が契約者に負う損害賠償責任の範囲は、直接の原因により契約者に現に発生した通常の損害に限るものとし、予見またはその可能性の有無にかかわらず特別事情による損害については責任を負わないものとし、

6. レンタル契約に関して当社が契約者に負う損害賠償額は、本サービスの利用料金（当該損害の発生事由となった契約分）に相当する額を上限とします。

第28条（損害賠償）

契約者は、本約款に定める義務の履行もしくは不履行または本サービスの利用に起因して当社または第三者に損害を与えた場合、当該損害を賠償するものとし、

第29条（契約上の地位の処分禁止等）

契約者は、レンタル契約に基づく契約者の地位及びレンタル契約によって生じる権利について、これを第三者に譲渡し、転貸し、または担保に供することはできません。

第30条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者は、自己または自己の代理人、媒介をする者もしくは履行補助者（契約者が業務を行うために用いる者をいい、個人か法人かを問わず、数次の取引先など第三者を介して用いる下請事業者を含みます。以下同じ）が、レンタル契約の申込日において次の各号の1に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとし、

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団、準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準じる者（以下、「反社会的勢力」と総称します）であること。

(2) 反社会的勢力が、実質的に経営を支配または経営に関与していると認められる 関係を有すること。

(3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を不当に利用していると認められる関係を有すること。

(4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

(5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 契約者は、自己、自己の代理人、媒介をする者もしくは履行補助者が、自らまたは第三者を利用して、当社または当社の関係者に対し、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞を用いる行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、当社の信用を毀損しまたは当社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為をしないことを確約するものとし、

3. 当社は、契約者が前二項のいずれかに違反したと当社が認めた場合、当該契約者に何らの通知、催告をすることなく、直ちにレンタル契約の全部または一部を解除することができるものとし、

4. 当社は、契約者が反社会的勢力に該当すると当社が認めた場合には、当該契約者に対し、必要に応じて説明または資料の提出を求めることができ、当該契約者は速やかにこれに応じなければならないものとし、当該契約者がこれに速やかに応じず、あるいは、虚偽の説明をする、虚偽の資料を提出するなど誠実に対応しなかったと当社が認めた場合、当社は、当該契約者に何らの通知、催告をすることなく、直ちにレンタル契約の全部または一部を解除することができるものとし、

第31条（裁判管轄）

契約者と当社の間での訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第32条（準拠法）

レンタル契約の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とします。

（附則）本規約は2016年10月1日より実施する

別表第1号 解約違約金

解約違約金の内容
1. 解約違約金は「初期レンタル期間」を満了する前に解約を行った場合に発生します。
2. 「再レンタル期間」内での解約については、解約違約金は発生しません。
3. 解約違約金は、「初期レンタル期間」24カ月のうち、レンタルサービス料金が支払われていない期間のレンタルサービス料金の総額になります。